

よくある質問（Q&A）

Q.ギフト券支給の対象要件はありますか。

令和5年1月1日に本市に住民票があり、世帯全員が令和4年度住民税均等割が非課税の世帯が対象となります。

ただし、配布時期（3月上旬）において下記に該当する場合は対象外となります。

- ・単身世帯の世帯主が死亡した場合
- ・世帯全員が他市町村に転出した場合

Q.ギフト券はいつごろもらえるのでしょうか。

対象と思われる世帯には、令和5年3月上旬に簡易書留にて郵送いたします。郵便での配達状況もあるため、ご家庭には3月中旬以降に届く予定となります。

Q.支給対象世帯は、申請等を行う必要がありますか。

本ギフト券発行業務に関してはプッシュ型において支給をするため、本市で非課税世帯と確認できている支給対象世帯において申請をする必要はありません。

ただし、本市において住民税情報がない世帯（同一世帯内に令和4年1月2日以降に転入した者や他市町村からの住民税みなし課税対象者がいる世帯）で支給対象の可能性のある世帯は、令和4年度住民税非課税証明書をオンラインにて提出した際に、順次、簡易書留にて郵送いたします。

※オンライン提出の対象と思われる世帯には案内文書を送付しています。

Q.オンライン提出とは何ですか。

本市において住民税情報がない世帯には、市が送付する案内文書に、オンライン用番号とQRコードが付いています。

QRコードをスマートフォン等で読み取り、令和4年度住民税非課税証明書の提出をすることが可能となります。

Q.生活保護を受けていますが、ギフト券を受け取ることは可能ですか。

ギフト券の支給対象世帯は、世帯全員が令和4年度の住民税均等割非課税の世帯となり、生活保護受給の有無によって支給対象が変わることはありません。

Q.手続きは、窓口でもできますか。

申請等の必要がないため、窓口において手続きすることはございません。

住民税非課税証明書の提出におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、オンラインにて提出ください。